



国海安第 57 号
平成 22 年 6 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 久保田 秀夫



原動機の放出量確認等業務要領の制定について

標記につきまして、改正 MARPOL 条約附属書 VI の発効に伴い、船舶からの大気汚染防止を目的とした海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 33 号）及び関係政省令が平成 22 年 7 月 1 日から施行される予定となっております。

これに伴い、原動機の放出量確認等業務要領を制定し、同日（平成 22 年 7 月 1 日）から適用することといたしましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。なお、これに伴い「原動機の放出量確認等業務要領」（平成 17 年 3 月 31 日付け、国海安第 165 号）は、廃止いたします。



原動機の放出量確認等業務要領の制定について

平成 22 年 6 月
国土交通省
海事局安全基準課

1. 背景

マルポール 73/78 条約（以後の改正を含む）附属書 VI（以下単に「附属書 VI」という。）では、船舶から放出される窒素酸化物等の放出ガスによる大気汚染の防止のために、必要な規制を定めており、我が国はこれを国内法令に取り入れ、適切に規制を実施している。

今般、平成 20 年 10 月に行われた国際海事機関（IMO）第 58 回海洋環境保護委員会（MEPC58）において、附属書 VI の改正が採択され、平成 22 年 7 月 1 日に発効することとなった。

これを受け、附属書 VI の締約国として本改正を確実に実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）等が平成 22 年 7 月 1 日より施行されることとなっている。

当該改正法、改正政令及び改正省令の施行のために、原動機の放出量確認等業務要領を改めて制定する。

2. 概要

原動機の放出量確認等の業務は、これまで「原動機の放出量確認等業務要領」（平成 17 年 3 月 31 日付け、国海安第 165 号）に基づき、実施してきた。しかしながら、今般の附属書 VI 改正に合わせ窒素酸化物技術規則の全面改正が行われたことに伴い、現在の「原動機の放出量確認等業務要領」を廃止することとし、新たに制定することとする。